

4

国家総合職
令和 01 年第 08 問

--	--	--	--

行政上の法律関係に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき 5 年の消滅時効期間を定めた会計法第 30 条の趣旨は、国の権利義務を早期に決済する必要があるなど主として行政上の便宜を考慮したことに基づくものであるところ、自衛隊員が、自衛隊の車両整備工場において同僚の運転する自動車にひかれ死亡した場合における国の安全配慮義務違反を理由とした損害賠償責任については、かかる行政上の便宜を考慮する必要があるから、同条の消滅時効期間が適用される。
- イ. 普通地方公共団体の議会の議員の報酬請求権は、公法上の権利であり、法律上特定の者に専属する性質のものとされているため、単なる経済的価値として移転性が予定されているということとはできないから、当該普通地方公共団体の条例に譲渡を認める旨の規定がない限り、これを譲渡することはできない。
- ウ. 国税滞納処分により滞納者の財産を差し押さえた国の地位は、民事訴訟法上の強制執行における差押債権者の地位に類するものであり、租税債権がたまたま公法上のものであることは、国が一般私法上の債権者より不利益な取扱いを受ける理由とはならないから、滞納処分による差押えの関係においても、不動産に関する物権変動の對抗要件について定めた民法第 177 条の適用がある。
- エ. 公水使用权は、それが慣習によるものであると行政庁の許可によるものであるとを問わず、公共用物たる公水の上に存する権利であることに鑑みると、河川の全水量を独占排他的に利用し得る絶対不可侵の権利ではなく、使用目的を満たすに必要な限度の流水を使用し得るにすぎないものと解すべきである。

オ. 普通地方公共団体が、地方自治法上の法令遵守義務に反して、既に具体的な権利として発生している国民の重要な権利に関し、法令に違反してその行使を積極的に妨げるような一方的かつ統一的な取扱いをし、その行使を著しく困難にさせた結果、これを消滅時効にかからせたという極めて例外的な場合においては、普通地方公共団体が、地方自治法第 236 条第 2 項を根拠に消滅時効を主張することは、信義則に反し、許されない。

1. ア, イ, エ
2. ア, ウ, エ
3. イ, ウ, オ
4. イ, エ, オ
5. ウ, エ, オ

(参考) 地方自治法

(金銭債権の消滅時効)

第 236 条 (第 1 項略)

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(第 3 項以下略)

4

行政法の基礎 行政法の適用範囲（行政上の法律関係）

正解

5

☐ ☐ ア × ⇒2024 総合講義・11 頁 Point の 6 番目の判例

国に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき5年とする会計法30条は適用されない（最判昭50.2.25）。なお、民法改正により、現在は、生命・身体に対する侵害により生じた損害賠償請求について、不法行為の場合（民法724条、724条の2）も債務不履行の場合（民法166条1項、167条）も、権利行使できることを知った時から5年、権利行使できる時から20年となっている。

☐ ☐ イ ×

普通地方公共団体の議会の議員の報酬請求権は、条例に譲渡禁止の規定がないかぎり譲渡することができる（最判昭53.2.23）。

☐ ☐ ウ ○ ⇒2024 総合講義・11 頁 Point の 1 番目の判例

本肢の通りである。国税滞納処分による差押えには、民法の対抗要件の規定（177条）が適用される（最判昭31.4.24）。

☐ ☐ エ ○

本肢の通りである。公水使用权は、それが慣習によるものであると行政庁の許可によるものであるとを問わず、河川の全水量を独占排他的に利用する絶対不可侵の権利ではなく、使用目的を充たすに必要な限度の流水を使用しうるに過ぎないものと解される（最判昭37.4.10）。

☐ ☐ オ ○ ⇒2024 総合講義・9 頁 Point の 4 番目の判例

本肢の通りである。本件は在外被爆者につき健康管理手当等の受給権を失権取扱いとすることを定めた厚生省（当時）の違法な通達に従い、地方公共団体が支給を打ち切り、地方自治法236条所定の消滅時効を主張した事案である。最高裁は、違法な通達に従い違法な事務処理をしていた普通地方公共団体が、受給権者による権利の不行使を理由として支払い義務を免れるために消滅時効を主張するのは信義則に反し許されないとした（最判平19.2.6）。